

## 第5章 子育て支援や家庭への支援の充実

国の「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項が示されており、本章はそのうち、必須記載事項と基本的事項を記載しています。

### 1. 就学前の教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、国の指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、中学校区や行政区単位等、地域の実状に応じた「教育・保育提供区域」を定めるものとされています。

前回計画では、全市1区域として設定しており、本計画においても協議の結果、地域をまたいで利用者を考えることで、急なニーズや環境の変化に対応ができる点や隣接する地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できると考え、前回計画の区域設定のとおり「**全市1区域**」とします。

#### ■本市の幼稚園・保育所・認定こども園



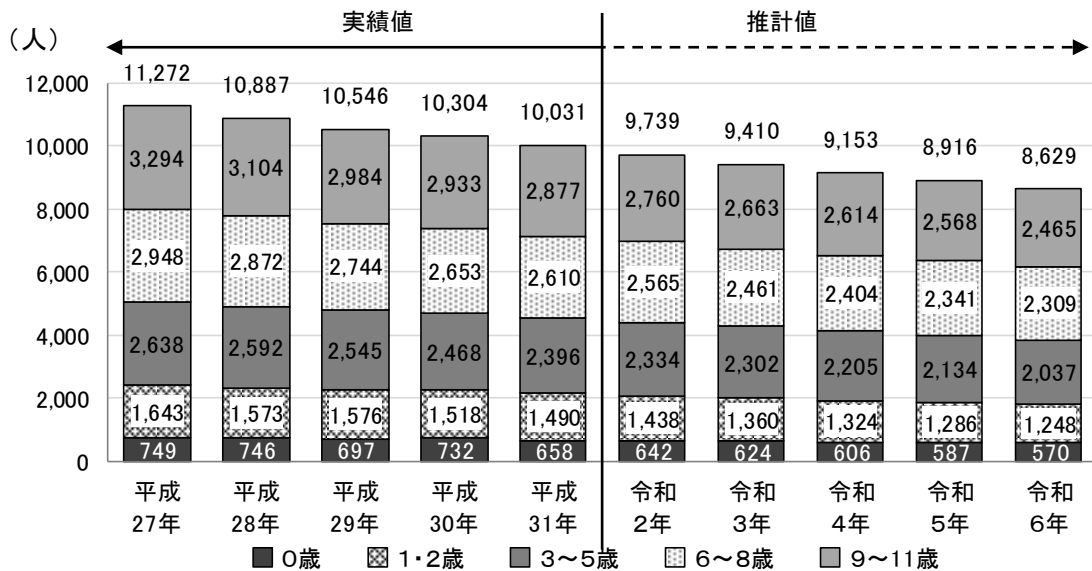
※令和4年度に(仮称)西部こども未来館に再編される予定です。

△令和5年度に閉園となる予定です。

## 2. 人口推計

子ども・子育て支援事業計画では、事前に算出した推計人口と利用率等を用いて必要な見込み量を算出します。本市では、住民基本台帳の各年齢人口により、コーホート変化率法<sup>6</sup>を用いて計画期間の人口推計を行った結果、各年度の人口は以下のとおりとなります。

### ■ 12歳未満の推計人口



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

### ■ 12歳未満の推計人口（内訳）

単位：人

	実績					推計（計画期間）					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	749	746	697	732	658	642	624	606	587	570	
1歳	785	785	781	735	746	686	669	650	631	612	
2歳	858	788	795	783	744	752	691	674	655	636	
3歳	894	863	790	798	792	748	756	695	678	659	
4歳	836	891	868	806	790	795	751	759	697	680	
5歳	908	838	887	864	814	791	795	751	759	698	
6～8歳	2,948	2,872	2,744	2,653	2,610	2,565	2,461	2,404	2,341	2,309	
9～11歳	3,294	3,104	2,984	2,933	2,877	2,760	2,663	2,614	2,568	2,465	
就学前計	0～5歳	5,030	4,911	4,818	4,718	4,544	4,414	4,286	4,135	4,007	3,855
小学生計	6～11歳	6,242	5,976	5,728	5,586	5,487	5,325	5,124	5,018	4,909	4,774
合計	0～11歳	11,272	10,887	10,546	10,304	10,031	9,739	9,410	9,153	8,916	8,629

資料：住民基本台帳各歳別人口（各年3月末日時点）

<sup>6</sup>コーホート変化率法：同じ年に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

### 3. 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

国の「基本指針」において、就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、確保の内容を定めることとされています。

#### ■ 就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0-2歳の保育の必要性のある児童	

#### ■ 地域子ども・子育て支援事業の種類と対象者

No.	事業の名称	対象者
1	利用者支援事業	0～5歳、小学1～6年生
2	時間外保育事業(延長保育)	0～5歳
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～18歳
7	乳児家庭全戸訪問事業	新生児～4ヶ月までの子どもがいる家庭
8	養育支援訪問事業	家事や育児について、親族等の支援が受けられない家庭
9	地域子育て支援拠点事業	概ね2歳未満の児童及び保護者
10	一時預かり事業	0～5歳
11	病児保育事業	0～5歳
12	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等
13	妊婦健康診査事業	妊婦

## (1) 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画期間内の各年度における就学前の子どもにかかる教育・保育の量を見込み、次のように確保していきます。（地域型保育事業については、量を見込んでいません。）

### 【1号・2号・3号各認定における量の見込みと確保の内容について】

本計画における教育・保育の量の見込みについては、平成30年度に実施したニーズ調査の結果、過去5年間の実績、今後の推計人口を参照し、比較検討を行った結果、最も妥当だと判断した以下の方法で、今後5年間の量を見込んでいます。

- 1号認定 . . . . . 過去5年間の利用者数の増減率により算出
- 2号認定 . . . . . 過去5年間の利用者数の増減率により算出
- 3号認定（0歳） . . . . . 過去5年間の利用率に推計人口をかけて算出
- 3号認定（1・2歳） . . . . . 過去5年間の利用率に推計人口をかけて算出

量の見込みと対応する確保の内容については、市内の幼稚園・保育所・認定こども園の定員数を記載しています。

計画期間中において、待機児童を出すことなく、保育ニーズに応じた量を確保します。なお、今後不足が生じた場合は、基本的に既存施設の定員増等により対応することとします。ただし、大規模宅地開発等、大幅に定員の不足が生じた場合は、必要に応じて量の見込みと確保の内容も変更して整備していきます。

### 【前回計画最終年度（令和元年度）以降から本計画期間中に定員変更のある保育所・こども園】

- ◎ 令和元年度に、くるみ共同保育園が認可され、2号・3号の定員を45名増やしています。
- ◎ 令和2年度に、羽曳が丘幼稚園、高鷲南幼稚園が1号の定員をそれぞれ20名増やす予定です。
- ◎ 令和2年度に、高鷲北幼稚園が休園より閉園となるため、1号の定員を60名減らす予定です。
- ◎ 令和3年度に、郡戸保育園、高屋保育学園が2号・3号の合計の定員をそれぞれ15名増やす予定です。

◎ 令和4年度に、恵我之荘幼稚園、丹比幼稚園、向野保育園は、（仮称）西部こども未来館として新しく開園する予定であり、以下のとおり確保数を変更します。なお、3号認定の0歳の定員については、変更ありません。

- 1号 . . . . . 125名から100名に変更（-25）
- 2号 . . . . . 162名から150名に変更（-12）
- 3号（1・2歳） . . . . . 63名から 75名に変更（+12）

◎ 令和5年度に島泉保育園の閉園予定により、段階的に受け入れ数の調整をしています。

■就学前教育・保育の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		714	1,186	105	640	692	1,184	102	621	671	1,182	98	621
確保の内容	特定教育・保育施設	1,111	1,251	167	627	1,111	1,261	172	642	1,086	1,249	172	654
	確認を受けない幼稚園	350	-	-	-	350	-	-	-	350	-	-	-
	企業主導型保育施設 <sup>7</sup>	0	15	13	23	0	15	13	23	0	15	13	23
②確保数の合計		1,461	1,266	180	650	1,461	1,276	185	665	1,436	1,264	185	677
②-① (需給の差)		747	80	75	10	769	92	83	44	765	82	87	56
③人口		2,334		642	1,438	2,302		624	1,360	2,205		606	1,324
①÷③ (利用率)		30.6%	50.8%	16.4%	44.5%	30.1%	51.4%	16.3%	45.7%	30.4%	53.6%	16.2%	46.9%

		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		650	1,180	95	619	630	1,178	92	616
確保の内容	特定教育・保育施設	1,086	1,179	166	630	1,086	1,179	166	630
	確認を受けない幼稚園	350	-	-	-	350	-	-	-
	企業主導型保育施設	0	15	13	23	0	15	13	23
②確保数の合計		1,436	1,194	179	653	1,436	1,194	179	653
②-① (需給の差)		786	14	84	34	806	16	87	37
③人口		2,134		587	1,286	2,037		570	1,248
①÷③ (利用率)		30.5%	55.3%	16.2%	48.1%	30.9%	57.8%	16.1%	49.4%

<sup>7</sup> 企業主導型保育施設：平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、従業員の子ども以外を受け入れる「地域枠」を設定することができる

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業については、以下のとおり量を見込み、確保できる体制を整備します。

### ①利用者支援事業

市こども課と子育て世代包括支援センターの2箇所で実施します。

#### ■利用者支援事業

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

### ②時間外保育事業(延長保育)

延長保育のニーズに対応できるよう、保育士の確保に努めます。

また、公立、私立の保育所・認定こども園の合計で量を見込み、確保の内容を記載しています。なお、令和2年度よりくるみ共同保育園の延長保育も実施されますが、ニーズに対応した体制を確保します。

#### ■時間外保育事業(延長保育)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,331	4,300	4,263	4,228	4,185
②確保の内容	4,331	4,300	4,263	4,228	4,185
②－①	0	0	0	0	0

### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行園の利用者に対する副食費の負担減免について、幼稚園・保育所・認定こども園の利用者の公平性の観点から、当事業により支援します。

### ④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入施設等への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業規模の適正化を図ります。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

今後も児童数の増加に対応できるように、教室や指導員の確保と質の向上に努めます。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後児童健全育成事業	1年生	①量の見込み	304	300	306	280	282	
		②確保の内容	304	300	306	280	282	
		②-①	0	0	0	0	0	
	2年生	①量の見込み	272	277	268	272	251	
		②確保の内容	272	277	268	272	251	
		① - ①	0	0	0	0	0	
	3年生	①量の見込み	255	227	229	224	226	
		②確保の内容	255	227	229	224	226	
		②-①	0	0	0	0	0	
	4年生	①量の見込み	139	180	162	165	162	
		②確保の内容	139	180	162	165	162	
		②-①	0	0	0	0	0	
	5年生	①量の見込み	77	76	97	81	87	
		②確保の内容	77	76	97	81	87	
		②-①	0	0	0	0	0	
	6年生	①量の見込み	54	53	51	63	51	
		②確保の内容	54	53	51	63	51	
		②-①	0	0	0	0	0	
	合計			1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
	②確保の内容			1,101	1,113	1,113	1,085	1,059
	②-①			0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、また、保護者の育児疲れ等のニーズにも対応するため、必要量を確保します。

■子育て短期支援事業

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

⑦乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援が必要と思われる家庭を適切な支援につなげるため、保健師や助産師が繰り返し訪問できるように体制を確保します。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	629	611	593	575	558
②確保の内容	629	611	593	575	558
②-①	0	0	0	0	0

※新生児・第2子以降の合計数

⑧養育支援訪問事業

保護者の育児不安や孤立感を和らげるため、養育支援の必要な家庭に訪問できるように専門員の確保に努めます。

■養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

⑨地域子育て支援拠点事業

保護者と子どもが一緒に楽しく、いつでも利用できる施設として、相談体制の充実や、きめ細かい情報提供ができるように整備します。

■地域子育て支援拠点事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旧ひろば型	①量の見込み	3,897	3,897	3,897	3,897	3,897
	②確保の内容	3,897	3,897	3,897	3,897	3,897
	②-①	0	0	0	0	0
旧センター型	①量の見込み	19,693	19,693	19,693	19,693	19,693
	②確保の内容	19,693	19,693	19,693	19,693	19,693
	②-①	0	0	0	0	0
連携型	①量の見込み	8,072	8,072	8,072	8,072	8,072
	②確保の内容	8,072	8,072	8,072	8,072	8,072
	②-①	0	0	0	0	0



⑩一時預かり事業

令和4年度より、(仮称)西部こども未来館が開園となり、幼稚園(在園児対象)の預かり保育も開始されますが、ニーズに対応した体制を確保します。また、保育所等での一時預かり(地域の子ども対象)についても、地域に開かれた保育所となるように、十分な量の確保に努めます。

■一時預かり事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	①量の見込み	12,004	11,872	11,741	11,612	11,484
	②確保の内容	12,004	11,872	11,741	11,612	11,484
	②-①	0	0	0	0	0
保育所等	①量の見込み	4,365	4,239	4,090	3,963	3,813
	②確保の内容	4,365	4,239	4,090	3,963	3,813
	②-①	0	0	0	0	0

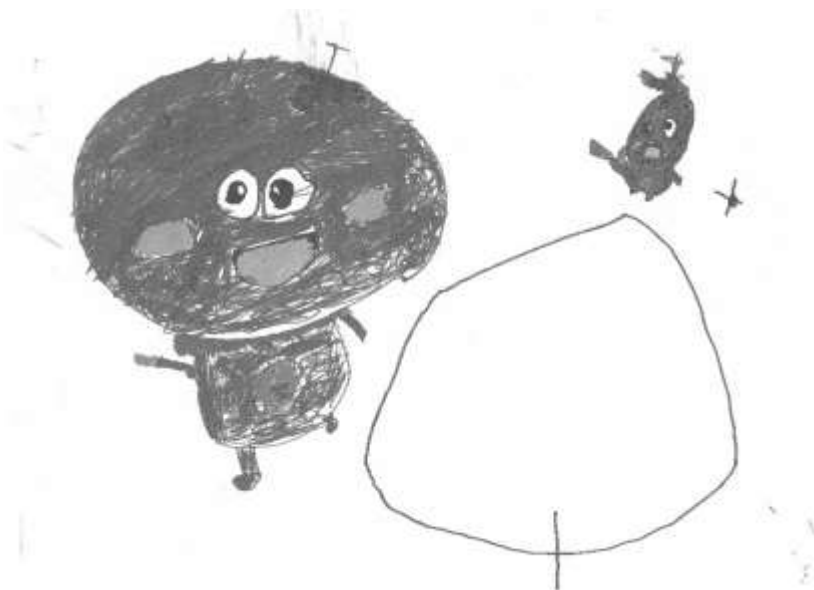
⑪病児保育事業(病後児対応型)

病気の回復期にある子どもに、家庭と同じような保育環境を準備し、保護者が安心して働くことができるように、ニーズに対応できる量を確保します。なお、本市は病後児対応型のみ量を見込んでいます。

■病後児保育事業(病後児対応型)

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		505	505	505	505	505
②確保の内容		505	505	505	505	505
②-①		0	0	0	0	0



⑫ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(就学児のみ)

地域の相互援助活動として、利用会員のニーズに対応できる量を確保します。

■ファミリー・サポート・センター事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	101	98	95	93	90
②確保の内容	101	98	95	93	90
②-①	0	0	0	0	0

⑬妊婦健康診査事業

0歳児の推計人口に基づき、ニーズに対応できる量を確保するとともに、多胎妊婦等の受診件数も十分に確保します。

■妊婦健康診査事業

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,128	7,899	7,671	7,430	7,214
②確保の内容	8,128	7,899	7,671	7,430	7,214
②-①	0	0	0	0	0

#### 4. 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭の支援と次代を担う人材を育成するため、すべての小学生が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受け皿の拡大及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な実施を目的として国が定めたものです。本市でもこの「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、事業を実施していきます。

##### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

整備量は現在すでに 1,440 人の児童の受け入れが可能な教室数を整備しており、今後も児童数の増加に伴って教室整備を行う予定です。

##### ■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 量の見込みと確保の内容（P77 より再掲）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	304	300	306	280	282
2年生	272	277	268	272	251
3年生	255	227	229	224	226
4年生	139	180	162	165	162
5年生	77	76	97	81	87
6年生	54	53	51	63	51
低学年	831	804	803	776	759
高学年	270	309	310	309	300
合計	1,101	1,113	1,113	1,085	1,059

##### (2) 一体型の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室の令和3年度に達成されるべき目標事業量

##### ■ 放課後子ども教室の目標事業量

単位：箇所

放課後子ども教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	14	14	14	14	14
一体的な実施箇所数	14	14	14	14	14
考え方	市内 13 小学校・1 義務教育学校で実施完了、継続予定				

##### (3) 放課後子ども教室の令和3年度までの実施計画

市内 13 小学校、1 義務教育学校において、各校年 20 回程度の事業実施を行う予定です。

(4)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室の一体的または連携による  
具体的な方策

本市では、14校において放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室の一体的な活動を行っており、今後も継続する予定です。

(5)小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室への  
活用

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、入会する児童数に応じて専用のスペースを学校敷地内に確保しています(白鳥校区は白鳥児童館で実施)。放課後子ども教室は特別教室や体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、プログラムを実施しています。引き続き学校と相談し、余裕教室の活用を継続していきます。

(6)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と  
福祉部局の具体的な連携に関する方策

現在、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室は教育委員会が実施しており、今後も情報共有を図りながら効率的な事業運営を行っていく予定です。

(7)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)では、1クラスにつき2名の放課後児童支援員等の配置を行っていますが、特別な配慮を必要とする児童の数や状況に応じて、放課後児童支援員等の加配を行っていく予定です。

(8)地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の開会時間の延長に係る取り  
組み

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)では午後5時に児童の集団下校を行っていますが、延長の申請があった児童については午後6時30分までの開会時間を延長して対応しています。

(9)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割をさらに向上していくための方策

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の職員の個々の能力を上げていくための研修の充実、職員への丁寧な相談と指導体制の確保、市職員や教員OBを活用した学習支援事業等の充実及び保護者との連携を促進します。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における育成支援の内容について、利用者や地域  
住民への周知を推進させるための方策

利用者の保護者には毎月教室だよりを発行しており、育成支援内容の周知に努めています。また、放課後子ども教室の各小学校区の地域実行委員会との連携を進めていきます。

## 5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

---

認定こども園の設置数、設置時期と普及にかかる考え方、持続的かつ質の高い教育・保育及び地域の子育て支援の役割と推進方策、幼保一体化の取り組みを推進します。

幼児教育・保育の無償化の実施に対応し、子育てにかかる施設等利用給付を円滑に実施できるような体制を確保します。

## 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

---

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に努めます。

## 7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、提供量の確保に努めます。

## 8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する大阪府との連携

---

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、大阪府が行う施策との連携を図るとともに、本市の実状に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築に努めます。

## 9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しを図るために、大阪府や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実状に応じた取り組みを進めます。